論　説

パテントプールの今日的意義

――特許，独禁法および標準のインターフェースとして――

藤　野　仁　三*

抄　録　近年，パテントプールへの関心が高い。とくに標準化活動の関連でパテントプールの役割が期待されている。パテントプールは，運用によっては独占禁止法の規制を受ける。先進国では独占禁止法の適用予測性を考え，ガイドライン（指針）を発行している。しかし，個別事例の違法性についてはガイドラインだけでは必ずしも明らかではない。そのため，日米欧では事前相談制度が設けられている。米国の「ビジネス・レビュー・レター」（BRL）は，個別事例についての米当局の見解が公開されるため重要である。わが国では，昨年，パテントプールの形成・運営に関する独占禁止法の運用指針が公表された。

本稿は，今，なぜパテントプールが注目されているのか，その背景を明らかにしようとするものである。そのために，パテントプールの歴史，ライセンス規制の動向，運用されているパテントプールの実例など，日米の事例を中心にして検討する。

目　次

1.　はじめに
2.　米国における規制
　2．1　パテントプールの歴史
　2．2　ライセンス規制の歴史
3.　わが国における規制
　3．1　独禁法の沿革とライセンス規制
　3．2　新ガイドラインとパチンコ機特許プール事件
　3．3　パテントプール指針
4.　技術標準との関係
　4．1　技術標準とは
　4．2　国際標準化の意義
　4．3　適合分野と不適合分野
5.　ライセンススキームの実例
　5．1　MPEG-2規格
　5．2　DVD-3C規格
　5．3　DVD-6C規格
　5．4　3G Patent Platform規格
6.　ライセンス条件の比較
　6．1　プール型ライセンス
　6．2　プラットフォーム型ライセンス
7.　むすび

1．はじめに

「パテントプール」とは複数の特許権者がそれぞれ所有する特許を集積（プール）し，プールした特許をメンバーや第三者に実施許諾する仕組みをいう[1)]。差別なく希望者にライセンスが許諾される開放的なパテントプールであれば，法律上はとくに問題は生じない。しかし，差別的で閉鎖的なパテントプールは，ライセンス許諾が制限的になるため，独占禁止法上の問題が起きやすい。

このようなパテントプールは，19世紀半ば，米国のミシン関連特許をプールすることで初めて出現した。当時のパテントプールは，関連市場を独占する目的で形成されたが，それでも独

* 東京理科大学専門職大学院　知的財産戦略専攻　教授　Jinzo FUJINO

禁法の規制の対象外におかれていた。それがパテントプールによる独占の弊害を助長した。これに対して米独禁当局は，ライセンス規制の強化という形でパテントプールを規制したが，このような歴史が，パテントプールの「負のイメージ」を長い間醸成してきたのである。

しかし，今日では，パテントプールへの期待は強い。情報技術やバイオ技術の分野など技術革新の著しい分野で，技術の普及にさまたげとなる特許（いわゆる「ブロッキング特許」）の問題をクリヤするための切り札として注目されている。政府は，産業競争力を高めるためには国際標準化活動を強化する必要があるとして，どのような場合であればパテントプールが独禁法上の問題とならないか，その判断基準を明確にするよう公正取引委員会に要請した。公正取引委員会は昨年（2005年）6月，「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法の考え方」を発表した[2]。

本稿は，パテントプールがこれまでどのような歴史を経て今日に至ったかを検討し，現在期待されているパテントプールの役割はどのようなものであるかを明らかにするものである。

2．米国における規制

2．1　パテントプールの歴史

上述のように，パテントプールが最初に形成されたのは19世紀の米国である。1856年，縫製ミシンに関連するパテントプール（The Sewing Machine Combination）が形成された。その後，映写機（1908年）[3]，折りたたみ式ベッド（1916年）[4]，飛行機（1917年），無線機（1924年），DVD（1997年）などに関連する規格のためにパテントプールが形成された。

本項では，飛行機と無線機のパテントプールについて検討する。なお，DVDについては第5章で詳述する。

(1) 飛行機関連パテントプール

第一次世界大戦を終えたばかりの米国海軍は，戦闘機の重要性を認識し，軍主導での開発が必要であると感じていた。しかし，1900年代初頭の米国において，飛行機関連の特許は，ほぼ先発2社（「ライト社」（ライト兄弟が設立）と「カーチス社」）が支配していた。そのため，海軍次官のフランクリン・ルーズベルト（後に32代大統領）の肝いりで特別委員会を設立し，その特別委員会が飛行機関連特許のパテントプールを勧告した。この勧告にもとづき，1917年に「飛行機製造者協会」（The Manufacturers' Aircraft Association）が設立され，ほぼすべての航空機製造会社が加盟した。これにより，ライト社とカーチス社による飛行機関連の特許独占は事実上終わり，実質的に米国政府主導による航空機の開発・製造がスタートした。

(2) 無線機関連パテントプール

無線機については，1924年にパテントプール機関である「無線機製造者連合」（Associated Radio Manufacturers）が設立された。同連合は，当時のマルコーニ社，GE，ATT，ウェスティングハウス社などの無線機関連特許を譲り受け，ラジオ部品，航空会社への周波数帯域の設定，テレビ発信などの規格を決めた。このパテントプールは，現代の電気通信の標準のさきがけとなった。同連合は後に，RCA（Radio Corporation of America）となる。

2．2　ライセンス規制の歴史

米国のパテントプール規制は，特許のライセンス規制の一環として行われた。知的財産権のライセンス規制が強く認識された時代にあってはパテントプールの違法性も強く疑われ，逆に，ライセンス規制が緩和される時代にあってはパテントプールの違法性も弱まる。

(1) 規制強化の時代

米国においてライセンス規制が当初から支配的であった訳ではない。1900年初期の判例では，パテントプールやプール特許のライセンスは米国の主要な制定法の一つである「シャーマン法」に違反しないとされた[5]。しかし，その解釈は1912年，「スタンダード・サニタリーMFG事件」における連邦最高裁の判決により見直された。この判決でパテントプールも反トラスト法違反の対象となることが判例上確立した[6]。

しかし，その後，「ハートフォード事件」判決（1945年）により，反トラスト法違反の認定が強化された。この事件では，米大手ガラス製造業者の所有する全ての特許がプールされ，プール特許は当時米国で製造されるガラス製品の94％をカバーしていた。このような寡占状態がガラス製品の価格を不当に高いレベルに維持したとして反トラスト法違反が問われた。連邦最高裁は1945年，大手ガラス製造業者によるパテントプールが反トラスト法に違反すると判決した[7]。

1960年代になると，米司法省は，知的財産権のライセンスに関して，原則禁止の９項目「ナイン・ノー・ノーズ」（“Nine No-Nos”）を発表し，パテントプール規制がさらに強化された。禁止される項目は，①抱き合わせ，②アサインバック，③再販売先の指定，④競争品の取扱制限，⑤独占的実施許諾，⑥強制的一括ライセンス，⑦不当な実施料の徴収，⑧製法特許による最終製品の拘束，⑨価格制限―の条項類型であった。パテントプールはその運用形態により，「抱き合わせ」，「強制的一括ライセンス」に当たると解釈された[8]。

(2) 規制緩和の時代

1980年代に入り，米国産業の国際競争力が大きく低下した。米政府は，その対策の一環として，国内企業に厳しい規制をもたらす反トラスト法の適用の見直しを行った。その意を受けた米司法省および連邦取引委員会（FTC）は，パテントプールも形態により競争促進的な面をもつという判断を示した。パテントプールであってもそれが競争促進的であれば独禁法には触れないことが明らかにされた。

この政策方針が具体的に明文化されたのが，司法省および連邦取引委員会により1995年に公表された「知的財産権ライセンスに関する反トラスト法運用ガイドライン」である[9]。このガイドラインにおいて米競争当局は，パテントプールの違法性については「合理の原則」（rule of reason）で判断することを明らかにした。つまり，60年代のナイン・ノー・ノーズに代表される「当然違法」（per se illegal）の基準を捨て，ケース・バイ・ケースで合理性を重視して判断する方針に転換したのである[10]。

同ガイドラインはさらに，パテントプールのライセンススキームについて，その違法性を事前に確認するための相談制度を設けることを明らかにした。この相談制度にもとづき，MPEG-2，DVD-3C，DVD-6C，3G. Patent Platformなどの規格に関連したパテントプールについて，事前相談が米司法省反トラスト局に持ち込まれ，反トラスト局がその見解を公表した。これらの見解は，「ビジネス・レビュー・レター」（BRL: Business Review Letter）と呼ばれる。パテントプールの実例は，第４章で検討する。

3．わが国における規制

3. 1　独禁法の沿革とライセンス規制

わが国の独占禁止法は，戦後改革の推進，とくに財閥解体の目的から，昭和22年（1947年）に導入された。あらゆる市場支配力と個別的な結合や支配関係の成立を阻止し，それが成立した場合には徹底した排除措置がとれるように，

この法律には厳格な規制が盛り込まれた。モデルは米国法であったが，当時の米国法よりも厳しい内容だったと言われている[11]。

独占禁止法と特許法の衝突は，実務では技術取引の分野にあらわれる。具体的には，特許ライセンス契約の制限条項の中に頻出する。その理由は，一般に特許権者はライセンスの許諾により最大限の便益を得ようとし，さまざまな制限をライセンシーに課そうとするからである。この場合，そのようなライセンス規制が不公正な取引方法に当たるかどうかが問われることになる[12]。

日本の戦後復興がすすみ，高度経済成長時代に入ると，企業間の技術取引は盛んになり，当然，ライセンス規制が厳しいことや法適用の基準が不透明であるため，スムーズな技術取引が妨げられることなどの不満が表面化してくる。そこで公正取引委員会は昭和43年（1968年）5月，国際的技術導入契約に関する独禁法上のガイドラインとして「国際的技術導入契約に関する認定基準」（以下「認定基準」）を公表し，平成元年（1989年）にはこの認定基準を見直した「特許・ノウハウライセンス契約における不公正な取引方法の規制に関する運用基準」（以下「運用基準」）を公表した。

この運用基準により，ライセンス期間の制限，地域制限，技術・販売分野の制限，製造・販売数量制限などが独禁法上問題のない条項，つまり「白条項」とされ，実務上の不透明感がかなり改善された。そして平成11年（1999年），「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」（以下「新ガイドライン」）が公表された。これにより，平成元年の運用基準は廃止された。

3. 2 新ガイドラインとパチンコ機特許プール事件

新ガイドラインは，特許・ノウハウライセンス契約に対する独禁法の適用関係について包括的な考え方を示すものであった[13]。パテントプールそのものは，基本的に競争促進的であり，不当な取引制限にはあたらないとの認識が示された。独禁法上問題となるのは，パテントプールを利用して，「他の事業者の新規参入を阻害したり，既存事業者の事業活動を困難にさせること」であった[14]。

新ガイドラインの制定に大きな影響を与えたのが，日本で初めてパテントプールが独禁法違反にあたるとされた「パチンコ機特許プール事件」であった[15]。この事件では，業界大手のパチンコ機メーカー10社が新規参入を排除する方針を決め，その方針にもとづき特許管理会社（上記10社が実質的経営権を握る）が新規参入を希望する第三者に対して，プール特許のライセンス許諾を拒絶した。この行為が私的独占にあたるとされた。

3. 3 パテントプール指針

日本政府は「知的財産推進計画」の中で国際標準化戦略の重要性を指摘している。とくに同計画「2004」では，標準の迅速な普及にとってパテントプールが重要であるとの認識から，パテントプールの取り組みについての独禁法上の考え方を明確にすべきであると構成取引委員会に具体的な検討を要請した。これを受けて公正取引委員会は昨年（2005年）6月29日，「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」（以下「パテントプール指針」）を発表した。

公正取引委員会は，パテントプール指針の中で，プール特許が規格の機能・効用を実現するために「必須な」特許だけで構成される場合，独禁法違反のおそれはないことを明らかにした。そして，パテントプールへの参加制限についても，制限内容が合理的に必要な範囲であって，競争を制限するものでなければ問題はない

とした。

パテントプールの運営者に集中するライセンス関連情報については，プール参加者やライセンシーがアクセスできないような仕組みづくりを重視することを明らかにした。パテントプール指針は，公正取引委員会のウェブからアクセスできる[16]。

4．技術標準との関係

4．1　技術標準とは

技術標準とは，技術上の取り決めである。一般に規格と呼ばれ，詳細な技術データを盛り込んだ仕様書として公表されている。対象は「品質」，「安全性」，「互換性」など多様である。法律により強制されるものから，製造者が市場原理にもとづき任意に採用するものまでさまざまな類型がある[17]。

そのように多様な対象と類型をもつ技術標準であるが，その中で規格の必要性をもっとも認識しやすいのが「互換性」であろう[18]。たとえば乾電池，寸法や電圧がメーカーごとに異なっていると利用者にとって極めて使い勝手が悪い。乾電池を交換する度に，同じメーカーの乾電池だけしか使用できないことになる[19]。このような不便を排除するため，メーカーが違っても電池交換できるように，事前に寸法や電圧やその他の技術的な取り決めを行ってそれを遵守することで互換性を確保している。とくに海外でも使用されることの多い製品については，国際的な基準（国際標準）をつくり，相互の操作性を国際的レベルで確保している。

4．2　国際標準化の意義

それでは，なぜ国際標準化が重視されるのであろうか。この問いに対しては経済のボーダレス化という時代の流れを認識しなければならない。あらゆるタイプの製品は，もはや生産地だけで消費される時代ではない。製品は地球上のあらゆる地域で流通する。そうなると世界の消費者が受け入れ可能な品質，安全性，互換性という基準を満たさなければならない。そのため，工業先進国は，自国の産業の強みを生かした国際標準化を目指すことになる。標準化の主導権を取ることが，産業の国際展開にとって極めて重要となるからだ。とくに大規模なシステム構築を前提とする先端的・先導的分野においてこの傾向が著しい。このような分野では標準に関連する特許も多いため，パテントプールが有効となる。

4．3　適合分野と不適合分野

しかし，パテントプールがすべての分野に適合するとは限らない。適合する分野と適合しない分野を見極めてその利用をすすめることが重要となる。それでは，パテントプールの適合性を判断する要素は何であろうか。

この点について，米連邦取引委員会（FTC）に対する意見書の中で特許弁護士が興味深い分析を行っているので，その分析内容を以下に紹介する[20]。

（1）技術標準が定着している分野

規格は，仕様書という文書で公表される。仕様書が数多く発行されている技術分野では，規格制定についての議論が行われており，しかも規格の範囲についてすでに検討済みである。このような領域では，関連特許の範囲に規格が含まれるかどうかについては比較的判断がしやすい。どうしても特許に含まれると判断される場合，必須特許としてパテントプールすることになる。このような分野には，通信，コンピュータ，エレクトロニクスなどがあり，装置間の相互接続性やソフトウエアが必須となる。逆に，従来型の化学組成，医薬品，機械装置などは，技術標準を必要とする度合いは低い。

(2) ブロッキング特許が存在する新技術分野

回避できない特許（「ブロッキング」特許）が存在する場合，一般論としてパテントプールを組む必要性が高くなる。ブロッキング特許の周辺に関連する特許技術が生まれ，それらが互いに必須特許として補完関係をもつようになる。このような分野では，ブロッキング特許と補完特許をプールして希望者に非差別的に実施許諾できる。この場合には必ずしも規格の有無はあまり影響ない。

(3) ブロッキング特許が存在しない技術分野

ブロッキング特許がない場合，パテントプールを組む必然性は低くなる。規格利用に妨げとなる特許がない以上，必須特許の議論も認定も必要ない。そのような状況でパテントプールを組むことは，むしろ抱き合わせや一括ライセンスなど，競争抑止的な意図をもつとみなされる危険性がある。つまり，このような場合にはパテントプールの導入は慎重でなければならない。

しかし，新技術分野の場合には事情が異なる。新技術分野では，ブロッキング特許がない場合，パテントプールを立ち上げても一般論として問題は生じない。しかし，規格に関係せず，ブロッキング特許でもない特許がパテントプールに包含されることは問題となる。規格に必須ではない特許を取り込むことは，競争排除的とみなされ，独禁法上の問題が生じる恐れがある。

5．ライセンススキームの実例

パテントプール・ライセンスの特徴は，プール特許を一括してライセンスできる点である。つまり，「ワン・ストップ・ショッピング」型のライセンススキームが可能となる。このスキームにおいては，プール特許の所有者と個別に交渉する必要はない。ライセンス業務委託機関からライセンスを取得すれば，必要な関連特許のライセンスをすべて取得できることになる。

しかし実際には，このようなパテントプールは，限定された状況でしか実施されていない。少なくとも1990年以降を見る限り，パテントプールが実施されているのは技術標準の必須特許のライセンスに限定されている[21]。

以下，実際に運用されているパテントプールの実例を簡単に紹介する。

5．1 MPEG-2規格

MPEG-2規格は，ISO/IECの動画専門家グループおよびITU-Tにより国際規格として採択されている圧縮技術である。ビデオ情報を記憶・転送する種々の製品・サービスに応用される。パテントプールが提案されたのがビデオとシステムに関連する規格である。

1997年，コロンビア大学と，エレクトロニクス関連特許を所有する富士通，松下電産，三菱電機，フィリップス，ソニーなどの８社（以下「ライセンサー」）が連名で米司法省に，パテントプールに対して反トラスト法違反とみなすかどうかお伺いを立てた。プール特許は27件，すべてがライセンサーの所有する圧縮技術に必須の特許であった。希望者には誰にでも非差別的に単一の一括ライセンスが許諾され，得られた実施料はライセンサーに配分されるスキームであった。

反トラスト局がとくに注目したのは，パテントプールのスキームの客観性と透明性がどのように確保されているかであった。スキームでは，「必須特許」の判定は外部の専門家を起用してしかるべき手順をへて必須特許の判定を行う，ライセンサーの影響を受けないよう独立のライセンス機関（MPEG-LA）を設置する，ライセンス手続きや実施料の配分はライセンス機関が担当する—などが明確にされていた。反トラスト局は，審査の結果，このスキームに違法性はない旨の書簡を1997年６月にライセンサーに回答し，その内容を一般に公開した[22]。

5. 2 DVD-3C規格

DVD-3C規格は，DVD-ROMとDVD-Video Formatに関するものである。フィリップス，ソニー，パイオニアの3社が提案した。この場合のパテントプールは基本的に，①ソニー・パイオニアからフィリップスに許諾したライセンス，②フィリップスがDVDメーカーに許諾する標準ライセンス—の2本立てである。プール特許は，1997年以降に成立した「必須」特許が対象で，DVDプレーヤー関連が115件，ディスク関連が95件であった。

この事例では，ソニー・パイオニアの所有する必須特許がフィリップスに非独占，再実施権付きでライセンスされた。フィリップスは，他のライセンサーからライセンスを受けた特許に自社の必須特許を併せて，第三者に非差別的にパッケージでライセンスする。

この事例でも必須特許の判定がポイントとなった。提案書では，「独立した」特許専門家を起用して当該規格に必須か否かを判定させたとしているが，当局は，その特許専門家がライセンサーに直接雇われたことを問題視した。必須特許の選別の際にさじ加減をしてもらおうとするインセンティブが働くことを懸念したからだ。

しかし，この懸念は指摘にとどまり，違法認定までには及ばなかった。結果として反トラスト局は，このスキームの違法性は現状では認められないとしてDVD-3C規格についてのパテントプールを認めた[23]。

5. 3 DVD-6C規格

DVD-6C規格は，DVD-3Cの場合と同じDVD-ROMとDVD-Video Formatに関する。ライセンサーは，日立，松下電器，三菱電機，タイム・ワーナー，東芝，ビクターの6社（以下「ライセンサー」）である。このスキームにおいては，東芝が幹事会社となり，他のライセンサーから必須特許の非独占ライセンスを受け，東芝の必須特許を併せて，ライセンスを希望する第三者に非差別的に実施許諾する。必須特許については，ライセンサーが「必須」と指定した特許を，当該技術に習熟した専門家が審査をして最終の決定を行う。東芝は，得られたロイヤリティのうち，基本契約で定めた料率を，処定の手数料を控除して各ライセンサーに分配を行う。

この事例においても，反トラスト局の判断基準は，このプールが規格にとって必須な特許だけに限定されているかどうかであった。「必須」（essentiality）とは代替物がない状態という定義にもとづき，もしプールに代替特許が含まれるのであれば，それは反競争的となるとの考え方が示された。また，ライセンサーが起用した専門家による必須特許判定は，多分に手加減が加えられる恐れがなくもない，とも指摘した。

しかし，最終的に反トラスト局は，プールが必須特許だけで構成されており，代替特許などは含まれていないと判断して，パテントプールを容認した[24]。

5. 4 3G Patent Platform規格

この規格は，第三世代の移動体通信システムについてのものである。世界のどこにいても単一の携帯端末で通話が可能となる共通システムを提供することを目標にし，音声通話の高品質化，データ伝送の高速化，動画像伝送の実現などを可能にする規格である。

この規格自体は，必ずしもパテントプールを前提とするものではなかった。しかし，関連特許の共同ライセンスがその手段の一つとなっているため，ライセンス対象特許，つまり必須特許の判断を，中立の第三者機関である「特許評価機構」が行った。また，このようにして判断されプールされた特許の管理は，独立した管理会社が行った[25]。

このスキームの特徴は，従来のパテントプー

ルのライセンス条件の硬直性を見直した点にある。ライセンスを希望する第三者は，標準ライセンス契約以外に，当事者間のクロスライセンスを認める双務ライセンス契約を選択できる。このような選択的なフレームワークにより，標準ライセンス契約のライセンス条件が受け入れがたいと感じたライセンシーは，ライセンサーと個別にライセンス契約を締結することができるのである。

上述のように，3G Patent Platform規格自体は，パテントプールそのものを目的としたスキームではなかった。しかし，新しいライセンスの枠組みを構築したものであるため，ライセンサーは，独占禁止法との関係について，米国，欧州，日本の競争当局に1999年に事前相談を行っている。それに対して日本の公正取引委員会は2000年12月，3G Patent Platformの仕組みが独占禁止法上問題ないとする見解を世界に先駆けて公表した[26]。それに続き，米司法省反トラスト局と欧州委員会が2002年11月にそれぞれ，このスキームを認める回答を公表した[27][28]。

6．ライセンス条件の比較

パテントプールの場合，そのライセンス条件は，大きく二つの類型に分けることができる。一つが「プール型ライセンス」であり，もう一つが「プラットフォーム型ライセンス」である。前者は，MPEG-2，DVD-3C，DVD-6Cなどの規格が該当し，後者は3G Patent Platform規格が該当する。

6．1　プール型ライセンス

プールされた必須特許を一括してライセンス許諾するスキームである。ライセンサーは，ライセンシーを差別的に扱うことは認められず，合理的な条件を規定する「標準契約」によってライセンス許諾される。同一カテゴリーのライセンス条件は同一である。標準契約中の規定の改変，例えば，特定の特許の除外やロイヤリティの減額などの変更を求めて交渉することはできない。

プール型は一般に，単一の技術あるいはあまり複雑な体系ではない技術に有効な方式と考えられている。契約条件は固定され，非差別的にライセンスされる。規模の大きいパテントプールの場合，独立した管理会社が運営するのが普通である。したがって，標準契約の条件に合意できない将来のライセンシーにとって，妥協して標準契約をとるか，あるいはプール特許のライセンスを断念するかの二者択一を迫られることになる。

6．2　プラットフォーム型ライセンス

プール型ライセンスのもつライセンス条件の硬直性を改善しようとして考え出されたのがこのプラットフォーム型ライセンスである。ライセンスを受ける特許を選択することにより，実施料率を調整することができる。また，累積実施料にキャップ（天井）が掛けられるため，多数のライセンサーが参加するプラットフォームでも，合理的枠内での実施料のスキームを組むことができる。

プラットフォーム型ライセンスは，複数の技術を網羅する場合に有効であるといわれている。パテントプール型と比較すると弾力的な運用が可能となるのが特徴であり，標準ライセンス契約が不調の場合，個別ライセンス契約に切り替えることもできる。3G Patent Platform規格がその例である[29]。

7．むすび

前章でのプール型ライセンスとプラットフォーム型ライセンスの特徴比較からも明らかなように，プラットフォーム型ではライセンススキームがかなり複雑になっている。その背景には，ライセンスの使い勝手を改善したいというユー

表1　両型式ライセンスの特徴比較

	パテントプール型 (MPEG-2)	プラットフォーム型 (3G Patent Platform)
設立年・組織団体	1997年・メンバー組織	2002年・メンバー組織
ライセンス形態	一括ライセンス	標準契約 or 個別契約
ライセンス条件	標準条件（同一範疇）	オプション（選択可能）
対象製品の範囲	狭い	広い
特許評価	管理会社・外部評価者	管理会社・外部評価者
関連コスト	スキームの構築費用大。 交渉費用小。	スキームの構築費用大。 交渉費用小。
メリット	単一技術，単独製品に向く。 多数国に適用可。	複雑系技術・複数技術向き。 多数国に適用可。

ザー側のニーズ，対象技術が広範となり階層化していることに対する特許権者側の事情，独禁法の回避をより確実なものにしたいというメンバーの意向など，さまざまな要因がある。これらの要因は，ビジネスのグローバル化に伴い，増えることはあっても減ることはない。そのような状況に対応するため，パテントプールのスキームは，今後も進化しつづけることになろう。

しかし，それによってブロッキング特許の問題がすべて解消される訳ではない。この点が標準にかかわる人達にとって頭痛の種となっている。パテントプールに参加しない第三者の特許が技術標準の障害となって立ちはだかる場合があるからだ。特に，製造設備をもたないR&D志向のベンチャー企業や「パテントトロール」と呼ばれる特許管理会社にとって，標準メンバーに加わり合理的という名の低廉な特許実施料の分け前で満足することはありえないことであろう。

このような状況での閉塞感を打破するために「強制実施権」の発動可能性がこれまで研究されてきた。しかし，伝聞ではあるが，当局は，標準化関連での強制実施権の適用は難しいという結論に達したようだ。国民の生命や健康に直接かかわるものでなければ強制実施権は適用できないという理由からのようだ。

新技術の発展とビジネス環境の変化は目覚しい。これらは特許制度の導入時には想定していないものである。そのような想定外の問題に，これまで繰り返し議論されてきた特許法の解釈—裁定実施権の要件—を議論しても何の解決も得られないのではないか。新しい問題には，新しい解釈論で臨むべきである。その意味からも，技術標準の発展にとって特許権の主張があきらかに支障となる場合には，強制実施権の適用可能性—特許法で明記されている—を葬り去るべきではない。

米国の例をみるまでもなく，プロパテントの施策は，さまざまな新しい特許問題を顕在化させる。そのような問題の処理を誤ると，流れは大きくアンチ・パテントに傾きかねない。そうならないためにも，個々の問題に対して，適切かつ前向きに対処していく必要がある。

注　記

1)　「パテントプール」の辞書上の定義は以下のとおり。「特許権を有する複数の者が，協定により，あるいは第三者である委託会社に特許を移転する形で，特許権をプールし，これを参加者が自由に使用できるようにするとともに，第三者にライセンスする際の条件についても定めること

をパテント・プールと呼ぶ。」（北川善太郎・斉藤博監修『知的財産権辞典』三省堂，2001年）。公正取引委員会の『特許ノウハウガイドライン』は，「特許等の複数の権利者が，それぞれの所有する特許等又は特許等のライセンスをする権限を一定の企業体や組織体に集中し，当該企業体や組織体を通じてパテントプールの構成員等が必要なライセンスを受けるもの」と定義する。（第３－２－(2)－ウ）

2) 国際標準化の強化は，「知的財産推進計画」2003年版において最初に提起され，以降，毎年推進計画の中で指摘されている。「推進計画2004」において，パテントプールに関する環境を整備するため，パテントプールの形成・運用についての独占禁止法上の指針を2005年度中に取りまとめるよう公正取引委員会に指示が出されていた。

3) Armat, Biograph, Edison, Vitagraphの４名の発明者が1908年，それぞれの映写機関連特許を委託会社に集めるための契約（パテントプール契約）を結んだ。この契約では，プールした特許に対してライセンシーがその機関にロイヤルティを支払うことを定めた。

4) 折りたたみ式ベッドに関連する特許の所有者が1916年にそれぞれが所有特許をプールすることに合意。そしてプール特許にもとづき製造・販売するための独占的ライセンスを企業３社に許諾した。

5) 米国の反トラスト法は単一の法律ではなく，「シャーマン法」（1890年制定），「クレイトン法」（1914年制定），「連邦取引委員会法」（1914年制定）の三つの制定法が中核となる法規の総称である。

6) Standard Sanitary Manufacturing Co. v. United States, 226 U.S. 20（1912）

7) Hartford-Empire Co. v. United States, 323 U.S. 386（1945）．この判例については，村上政博「アメリカ独占禁止法（第２版）」（弘文堂・平成14年）に詳しい（pp.228－230）。

8) Nine No-Nosは，多くの独禁法関連書籍が解説している重要項目である。たとえば，上杉秋則編著「Q&A特許・ノウハウライセンス契約と共同研究開発」（商事法務研究会，平成５年）pp.324－325。

9) Antitrust Guidelines for the Licensing of Intellectual Property, April 6, 1995

10) 米国の1995年知的財産ガイドラインの内容については，拙稿「ライセンス規制に関する米国反トラスト法新運用指針」（社団法人国際商事仲裁協会『JCAジャーナル』1995年７月号，pp.２－５）を参照されたい。

11) 正田彬・実方謙二編「独占禁止法を学ぶ（第３版）」有斐閣選書，pp.36－37

12) 独占禁止法は，知的財産権の権利行使と認められる行為については，法の適用除外をさだめている（第21条）。法律論では，どこまでを「正当な」権利行使とみなすかが論点となる。

13) 公正取引委員会「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」平成11年（1999年）７月，第３．２(2)ウ「パテント・プール」。

14) 同指針・前掲注13），第３．３(1)「パテント・プール等」。

15) 公正取引委員会平成９年（1997）勧告審決。

16) http://www.jftc.go.jp/dokusen/3/index.htm

17) 生命の危険，社会の安定などの理由から国が法律で事業者に強制する標準を「強制標準」という（例えば，ガソリンの配合比率など）。このような強制標準を国家が新たに作成する場合，国際標準化機関に事前に報告しなければならない。この報告義務を規定しているのがWTO/TBT協定である。日本は1995年に加盟した。

18) 専門的には，技術標準は規格を含む上位の概念である。本稿では，標準化機関により，具体的に標準化された技術であって，その詳細が仕様書として公開されているものを「規格」とよぶ。本稿では，規格と標準は同義であると理解してよい。

19) 例えば蓄電池についてはIEC（国際電気標準会議）において，「第21TC」（専門委員会）が国際規格作りを担当した。

20) “Comments On Patent Pools and Standards For Federal Trade Commission Hearings Regarding Competition & Intellectual Property” by James J. Kulbaski; Oblon, Spivak, McClelland, Maier & Neustadt, P.C., 2002. この意見書は，パテントプールの重要な要素として次の五つの項目を挙げている。①技術標準が適切に定義されている，②技術標準に必須の特許を判定するための独立した評価者がいる，③合理的かつ非差別的な条件でライセンスが認めら

れている，④パテントプールの管理者が必須特許所有者から任命されている，⑤必須特許所有者がプール外の特許を自由に実施許諾できる。

21) Kulbaski・前掲注20)

22) MPEG-2に対する反トラスト局の公開書簡の内容は，拙著『特許と技術標準』八朔社（1998年）の巻末に参考資料として掲載した同書簡の全訳を参照されたい。

23) DOJ's Business Review Letter on DVD-3C, December 16, 1998

24) DOJ's Business Review Letter on DVD-6C, June 10, 1999

25) 加藤恒「第三世代移動体通信のためのパテントプラットフォームライセンス」（『知財管理』Vol. 51, No. 4, 2001）p.560

26) 公正取引委員会「特許・ノウハウライセンス契約に関する事前相談制度にもとづく相談の回答について」（平成12年12月14日）。

27) DOJ's Business Review Letter on 3G Patent Platform, November 12, 2002

28) EC Press Release "Antitrust clearance for licensing of patents for third generation mobile services" DN: IP/02/1651, 12 November 2002.

29) Goldstein & Kearsey "Technology Patent Licensing: An International Reference on 21st Century Patent Licensing, Patent Pools and Patent Platforms" ASPATORE

（原稿受領日　2006年3月20日）